

- 1 開催日 平成 23 年 3 月 24 日（木）
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 市教委第 7 号 委員長の選任について
  - 日程第 3 市教委第 8 号 委員長職務代理者の指定について
  - 日程第 4 市教委第 9 号 議席の決定について
  - 日程第 5 市教委第 10 号 高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について
  - 日程第 6 市教委第 11 号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について
  - 日程第 7 市教委第 12 号 高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について
  - 日程第 8 市教委第 13 号 高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について
- 4 報告 平成 23 年 3 月高知市議会定例会について  
新図書館等整備に係るパブリックコメント及びフォーラムの結果について  
外郭団体の見直しについて  
学校給食用デザート（食物アレルギー用）における誤納品事例について
- 5 委員長閉会宣言
- 6 出席者
  - (1) 委員
    - 1 番委員長 野 本 明 美
    - 2 番委員 西 山 彰 一
    - 3 番委員 山 本 和 正
    - 5 番教育長 松 原 和 廣
  - (2) 事務局
    - 教育次長 依 岡 雅 文
    - 教育次長 松 井 成 起
    - 市民図書館長（参事） 筒 井 秀 一
    - 総務課長 池 畠 正 敏
    - 学校教育課長 片 岡 正 樹
    - 学事課長 国 沢 隆
    - 生涯学習課長 秋 沢 大 助
    - スポーツ振興課長 徳 広 祐 一
    - 総務課長補佐 近 森 象 太
    - 青少年課長補佐 西 本 真 美
    - 総務課総務係長 小 田 優
    - 総務課主査 森 尾 美 舗
- 7 欠席者
  - 4 番委員 西森 やよい

1 平成 23 年 3 月 24 日（木） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 40 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

野本委員長

ただいまから、第 1069 回高知市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は松原教育長、お願いいたします。

日程第 2 市教委第 7 号「委員長の選任について」です。平成 23 年 3 月 26 日をもって、私の委員長としての任期が満了となります。よって 3 月 27 日からの委員長職について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、選挙を行うことといたします。

どなたか委員長に立候補される方いらっしゃいませんか。

松原教育長

野本委員を推選いたしたいと思います。

野本委員長

ただいま、私を委員長に推選するとの意見がございましたが、皆様ご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、市教委第 7 号をさよう決し、3 月 27 日からの委員長に私、野本が選出されました。よろしくお願ひします。

続いて、日程第 3 委員長の選任に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 4 項に規定により市教委第 8 号「委員長職務代理者の指定について」を議題とします。

委員長職務代理者について、いかがいたしましょうか。

松原教育長

西山委員を推選いたしたいと思います。

野本委員長

西山委員を推選するという意見がありました。皆様ご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。

よって市教委第 8 号「委員長職務代理者の指定について」は、委員長職務代理者に西山彰一委員を指定することに決しました。

次に、日程第 4 市教委第 9 号「議席の決定について」ですが、委員長と委員長職務代理者が新たに決定しましたので、改めて議席の決定をすることとします。

事務局からの案をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

本日は、西森委員が急用により欠席となっています。事務局からは、現行どおり1番野本委員長、2番西山委員長職務代理者、3番山本委員、4番西森委員、5番松原委員でご提案申し上げます。

野本委員長

市教委第9号「議席の決定について」は、ただいまの事務局案でいかがでしょうか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第9号はそのように決しました。

それでは、議案審査に移ります。

日程第5市教委第10号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」、日程第6市教委第11号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」及び日程第7市教委第12号「高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。この3件は、それぞれ同じ趣旨が含まれていますので、一括して審議することとします。

事務局の説明をお願いします。

総務課長

5ページをお願いします。高知市立市民図書館条例施行規則と高知市教育委員会職員職制規則と高知市立自由民権記念館条例施行規則の三つの規則改正は、平成23年度の教育委員会の機構変更等に伴う改正でございます。

まず、市民図書館条例施行規則の改正内容は2点ございまして、一つは、平成23年度教育委員会の機構改革において、市民図書館内部組織として新たに新図書館建設室を置くものです。もう一つは、市史編さん推進に関する事項を所掌する高知市市史編さん委員会の事務局として、市民図書館分掌事務に市史編さんに関する事項を加えるものです。具体的には、7ページの新旧対照表の第2条及び第3条の下線部分が改正する箇所です。「市史の編集に関することの協議について」は、本業務の事務局になっている市長部局の総合政策課の事務分掌と用語を合わせたものです。

次に8ページをお願いします。「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」でございます。内容は、4月1日付け教育委員会事務局職員と学校その他教育機関の事務職員の人事異動において、教育機関である市民図書館に新たに新図書館建設室を置くことに伴い、必要な職について規定を追加するものでございます。具体的には10ページの新旧対照表の第7条及び第9条の下線部分が改正箇所です。

次に11ページをお願いします。高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正についてでございます。内容は、先ほどの市民図書館と同様に、市史編さん推進に関する事項を、所掌する高知市市史編さん委員会の事務局として、自由民権記念館分掌事務に市史編さんに関する事項を加えるものです。具体的には13ページの新旧対照表の第3条の下線部分が改正する箇所でございます。

説明は以上です。

野本委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

西山委員

市民図書館の分掌事務の中で、図書館のいろいろな情報発信機能、広報活動機能といったことは折り込まれているのでしょうか。市史の編さんは非常に大切なことなのですが、それをどういう形で告知されるのか。そういった意味で広報活動は必要だと思うのですがいかがでしょうか。

市民図書館長（参事）

市民図書館の筒井です。

ご指摘のように図書館も広報的な活動をする必要があります。待ちの姿勢ではいけないわけでございます。その項目として、分掌事務に独立して、これまで明記まではしてない状況でしたが、そういう意味ではその他図書館に関するところのところで、必要な広報活動等を行うという解釈になるかと思えます。

野本委員長

内部組織として新図書館建設室が設置されます。これは、県市図書館の合築の賛否がございましたが、その結果に関わらず設置するという事によろしいのでしょうか。

市民図書館長（参事）

教育委員会事務局としては、追手前小学校敷地に新しい市民図書館本館を建設したいということが懸案でした。したがって、今、合築論議は最終段階ですが、見通しとしては、合築の方向でと思っておりますが、その議論がどうなるにしても、新図書館建設室としての業務は発生するという事です。

野本委員長

他にご意見もないようですので、この辺で質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 10 号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」、市教委第 11 号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」及び市教委第 12 号「高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について」は、それぞれ原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 10 号、市教委第 11 号及び市教委 12 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 8 市教委第 13 号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

青少年課長補佐

青少年課課長補佐の西本でございます。

今回の高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正は、大きく分けて 2 点でございます。1 点目は、保護者負担金の減免についての改正でございます。16 ページをご覧ください。第 7 条ですが、現在生活保護法第 6 条第 2 項に該当する場合として、生活保護を受けている世帯や市町村民税非課税世帯について、保護者負担金を全額免除してありますが、市民の方には分かりにくい表現でした。これを「被保護世帯に該当する場合」、「市町村民税非課税世帯に該当する場合」と表記することで、分かり易くするものがございます。また、保護者負担金の減免の申請と決定について、要項で定めていたものを規則に定めたものです。

2 点目は、平成 23 年度の放課後児童クラブについて、休会するクラブが 1 か所、新規開設クラブが 1 か所ありますので、別表を改めるものです。17 ページをご覧ください。休会となったのは鴨田小学校第四放課後児童クラブ、新設は朝倉小学校第二放課後児童クラブでございます。

以上です。

野本委員長

この件に関して、ご意見はございませんか。

減免についてですが、実質的には変わらないけれども、表記上分かり易くなったということですね。

他に質疑等はありませんか。

他にご意見はないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 13 号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 13 号は、原案のとおり決しました。

次に、報告事項に移ります。「平成 23 年 3 月高知市議会定例会について」を事務局から説明願います。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

3 月 7 日に開催した 3 月市議会定例会において出された教育委員会に関わる質問内容について、簡単にご報告いたします。お手元に配布しています A 3 の資料「平成 23 年 3 月議会代表・個人質問概要」をご覧ください。太字ゴシックが新図書館に関するもの、それ以外がその他の質問になっています。

質問の主な内容ですが、新図書館整備に関する質問、幼保一体化に関する質問、学校現場での無保険の子どもに関する質問、地域と子どもの関わり方に関する質問、大学等奨学資金に関する質問などございました。今回も、議会、市民からの関心の高い新図書館整備について、来年度の基本計画、基本設計に関する予算案を提案したこともありまして、質問が集中し、教育委員会全体の質問のうち 9 割を占めています。

また、教委への質問数は、12 月議会と比較すると 50 問程度少なくなっていますが、市長部局も含めた図書館関係の質問は 80 問程度ありまして、教育機関としての課題だけでなく、今議会への提案の仕方、これは基本構想検討委員会での最終報告が出る前に予算を提案したこと、中心市街地活性化策での位置付け、日曜市との調整などの課題に対するものなど幅広いものがございました。

また、この表の 14, 19, 20, 21 ですが、今議会では教育委員長への質問もありました。教育委員会はその職務権限として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条で、所管する教育機関の設置に関することが規定されています。施設としての市民図書館の設置は、市長の権限ですが、教育委員会としての設置は、図書館としての役割を果たすための物の設置や人の配置などです。同法第 29 条には、議案に関する教育委員会の意見聴取が定められています。委員長への質問の多くは、今回の意見聴取の意思決定の過程がどのようなものであったかの質問でございました。詳細については、この表でご覧いただければと思います。

なお、22 日の経済文教委員会におきまして、新図書館整備に係る平成 22 年度補正予算は賛成多数で、その他の議案は、全会一致で承認されています。

今後図書館整備については、基本計画、基本設計でより具体的な検討を進めていく予定ですが、これからも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条及び第 29 条の説明責任を果たすためにも、機会あるごとに事務局としてご報告してまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。

野本委員長

私から少し付け加えます。3 月市議会定例会は明日 25 日に閉会を迎えます。そして市民図書館検討委員会が、26 日の土曜日に最終報告をまとめることになっています。現在の中間報告については、中間報告と呼んでいますが、ほとんど最終報告に近いものであり、また、県民、市民のご意見を聞くために中間報告案を基に 2 月 9 日から 3 月 8 日までパブリックコメントを実施した経緯があります。

特に、市民図書館の建設については、鏡・土佐山との合併の際に作られた新市まちづくり計画に基づく合併特例債を活用して市民図書館を建て替えるという計画があります。この合併特例債を活用すると、元利償還金のほぼ 3 分の 2 が国の交付税により措置されるという大きな利点がございます。

しかし、この合併特例債の活用は、基本的に平成 26 年度までに事業を完了させる必要があります。このために、検討委員会の最終報告には至っていませんが、検討委員会での議論を踏まえ、合築についての骨格は変わらないということで、基本設計等の予算の提案をしたところです。今議会でも、この合築図書館については、多数のご質問がありました。私も含め、教育委員会には、検討委員会、

フォーラムへの参加もいただいておりますが、本議会への平成 22 年度補正予算の提案に当たって、教育委員会としてこの合築図書館について十分論議されてないとの意見がありました。1月の定例会でも30分程度事務局からの説明を受けて、一定のやり取りをしていますが、議論が十分でないのではないかというご意見をいただいております。

以上でございます。

野本委員長

この件に関して質問はございませんか。

特にご意見はないようですので、次に新図書館等整備の他にパブリックコメント及び新図書館フォーラムの結果についての説明もあるので、それらを含めてまたご質問いただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

市民図書館長（参事）

市民図書館の筒井でございます。

お手元の新図書館及び科学館（仮称）基本構想中間報告書案に係るパブリックコメント及び新図書館フォーラムに寄せられた意見の概要について報告書の資料で説明いたします。

1ページ目、フォーラムについてですが、県内3か所で実施し、参加者数は合計177人です。そのうち新図書館について意見を発表された方が30人で、当日意見書の形で意見を寄せられた方が26人です、科学館については発言が5人、意見書が6人ということでございました。そのうち、一人の方が複数の意見を述べられますので、事務局で意見ごとに整理した集計結果ですが、パブリックコメントと合わせた人数については、フォーラム67人、パブリックコメントは市に対して31人、県に対して136人、合計234人の方からご意見を頂いております。

なお、県・市には重複がございます。それを意見数に整理すると、合計732件のご意見を寄せていただいたと整理したところです。その732件の簡単な内訳は、新図書館基本構想中間報告書に対しては、フォーラムで132件、パブリックコメントでは、市に対して175件、県に対して309件、合計616件でございました。科学館については、フォーラムで65件、パブリックコメントで、市に対して10件、県に対して41件、合計116件となり、総合計732件と多数の意見を頂いたと受け止めております。

その意見概要ですが、フォーラムに関しては2ページから12ページまでで、総括して申し上げます。科学館に関しては、基本的にすべて期待する立場からの要望が主でございます。主な要望としては、貴重な標本類の保存ということですが、「今回の科学館のスペースでは厳しいとすると、他の場所の確保などに努めてほしい」ということでございました。また、「専門的な人材の確保が大事である」こと、あるいは「県内の類似施設と連携したセンター的な機能を持つ必要があること」といった期待、要望を頂いたところです。

図書館に関しては、肯定的意見、否定的意見の双方がフォーラムで出ています。

肯定的意見の主な内容は、「一つの窓口で県内最高のサービスが可能になるのではないか」、「役割分担によって、それぞれの本来業務により専念できるのではないか」、「追手前小学校の敷地は、利便性が高く、近隣施設との連携も期待できる」というのが肯定的な主な論点でございます。否定的な論点としては、「議論の時間が短いのではないか」、「二つの組織があることによる運営の混乱が予想されるのではないか」、「現在構想している四つの施設は、追手前小学校の敷地では狭いのではないか」、「景観上の問題が出てくるのではないか」、「県立図書館のためにはもっと駐車場が必要ではないか」というような内容でございます。

今申し上げたのはフォーラムでの発言に関する概要ですが、パブリックコメントについて報告いたします。資料13ページ、代表的な意見を報告いたします。

13ページの下の方にある県立図書館の役割の欄の最初、「自治体の図書館の充実、県立図書館としての機能を十分に発揮して各自治体を支援し、県全体のレベルアップすること」という県立図

書館に対する期待，県立図書館の市町村図書館に対する支援に対する期待というのが多く出ていますと受け止めています。

続いて14ページでございます。下3分の1の辺りに，市民図書館の機能ということですが，「新図書館の設置については，市民図書館の分館・分室の活性化も考慮に入れて，そこに効果の挙がるような政策デザインとしてほしい」ということで本館の充実だけでなく，分館・分室の活性化も合わせて考えるべきだという当然のご意見で，市民図書館に対する期待でございます。

申し遅れましたが，この意見の整理は，中間報告書の目次に沿って意見を整理しています。

15 ページの新図書館の基本的な考え方の項目ですが，一番下に，「新しい図書館はこれからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらすものでなければならないというのは素晴らしい理念だと思う，高知県にそうした図書館を整備してほしい」という期待の言葉です。

16 ページです。ここでは目指す図書館像ということで整理しています。2の(2)情報提供機関の欄で，「単に書庫を管理するだけではなくて，情報の提供，加工を通じて文化，教育，産業の基盤を上げること」が大事である，その下に「世界レベルの質の良い情報を市民に提供し，県民の文化レベル，教育レベルを底上げしていくことが高知県の発展にとって必須だ」と強い期待が述べられています。また，「やはり優先すべきは，知的刺激を受けられるような場であることだ」と新しい図書館への期待が述べられていると思います。

19 ページをお願いします。ここで少し意見が分かれるところがあります。3の合築による新図書館の可能性というところで，「合築して大事なものを1か所に集めると，災害時に一度に失われてしまう恐れがあるのではないか。リスク分散の点からは別々がいいのではないか」という意見がある一方，「幅広い分野の本が1か所で借りられるようになって便利である」，あるいはその資料が集まるメリットを指摘する意見もありました。両方とも意味のある指摘でして，新図書館においては，災害対応ということも特に課題になってくるというように考えています。

20 ページです。新しい図書館への期待というのは，仮に合築であれ単独であれ，当然出てくるものですが，今回の合築案に対して，組織運営等の在り方の1の組織の在り方の欄ですが，「問題は県と高知市の二つの組織が連携協力して円滑な運営ができるかどうかということだけだ」とする指摘があり，また，「二つの組織により業務が停滞しないか」という心配の声も寄せられています。これも，もっともなところもあるかと思います。報告書では，協定書の締結等々を述べた上で，連携して運営していこうという方向性を出しているところでございます。

24 ページをお願いします。やはり焦点になっているのは建設場所の関係で，この点に大変多くの意見が寄せられています。それを賛成か反対という形で整理しました。論点は，多岐にわたると申しますか，出尽くしている感がございますが，賛成論としては，「敷地は少々狭いかもしれないが，そもそも理想の場所というのはなかなかない。必要な延べ床面積が確保できれば良とすべき」ということで，追手前小学校敷地という立地場所は，図書館としてこれ以上の所はないという意見です。利便性等々図書館にとっていい場所だということです。同様ですが25ページでも，「利便性を考えると追手前小学校の敷地が最適と思う」という意見が出ています。

26 ページの下半分から反対論です。この論点も既にご承知だと思いますが，基本的には少し狭いのではないかとということで，「狭い敷地内，県市の図書館，科学館，点字図書館というのはしんどいのではないかと」いうこと，日曜市への影響でございます。それとかなりの規模の建物になるので，美観，景観に関する心配が出されております。また，よさこいの時の音響の問題とかいくつかございますが，基本的な論点はそのような内容だと受け止めています。

敷地に関連しますが，駐車場の関係で31ページをお願いします。この論点も既にご承知だと思いますが，駐車場については，「身体障害者用を除いて公共交通機関利用促進の意味からもあまり必要ないのではないかと」いう意見がございます。一方，「駐車場のない県立図書館では，県民が気軽に利用することにつながらないのではないかと」いう意見もあります。現在の計画では，100台程度

の駐車スペースを確保し、民間の駐車場を利用させていただく方策も併せて検討したいというふうに考えているところです。

次に32ページをお願いします。敷地の問題と併せて大きな論点として、単独がいいか、合築がいいのかという論点です。単独の(1)役割・機能論の欄以降に整理したのが、単独のほうがいいという意見です。「県立図書館は県全体の図書館行政に力を注ぐべきで、そのためには単独が前提である」というご意見です。また、「機能も目的も違う図書館を、無理に追手前小学校敷地に押し込むことには反対である」という意見でございます。33ページの上から二つ目です。同じような意見ですが、「県立図書館と市民図書館は全く機能が異なるので、同じ建物である必要はないのではないか」という意見が出されています。

一方、34ページの合築という形で整理したのが、合築がよりいいのではないかとする意見で、たくさん出されています。代表的な論点としては、「県民、市民が両図書館のサービスを1か所で効率よく受けられる」、「県市ワン・ストップサービス窓口はとて面白い」、更に、「周辺施設との連携による相乗効果に期待したい」あるいは、「現状では、高知県の情報収集能力、提供能力はまだ十分でない。それを強化することが大優先で、県立図書館と市民図書館を別々に作るというというのは、今の状況でいうと贅沢な話である」という意見でございました。

35ページをお願いします。「30万都市の中心部での新しい図書館をどのように機能させるかについては、関係者の知恵を集めて、現時点で最も望ましい形を検討し、状況の変化に柔軟に対応する姿勢を持てば、全国初の試みにチャレンジできるはずであろう」というご意見を頂いています。

パブリックコメントは、賛成が何件、反対が何件というような数で比較するものではないので、それぞれたくさん意見を頂いたということでございます。パブリックコメントのそれぞれについては、右側の基本的な考え方・対応策について、もう少し文章を整えた形で26日の議会の委員会に示す予定をしています。そこで議論していただいて、最終報告が26日にまとまるものと考えています。

以上でございます。

野本委員長

この件に対して質疑等はございませんか。

西山委員

ハードの説明をいただき、どのようなご意見がでたのかよく理解できました。建物はもちろんですが、実際に図書館を運営される人に関わることなのですが、どれくらいの総人員で運営されるかというビジョンはお持ちですか。

市民図書館長（参事）

最終の業務量に対応して体制を整備していく必要があると思います。特に、新しい図書館サービスということが、様々に基本構想の中で提起されています。それをスタート時にすべて実現できるかどうかということもございしますが、新しいサービスにチャレンジして、整えていく必要があると思っています。現在、市民図書館は定数が定められていますが、基本的にはそれをベースに考えていくということで、合築したから減らすとかいう発想ではありません。

西山委員

もう1点ですが、新しい図書館に期待されるサービスということがあるのですが、ただ、それを具体的にどうというのは落とし込みをしないとイケないと思いますが、時代の要請として、特に図書館の運営ということで新たに取り入れていくべき技術といったことがあるかと思いますが、どのようなことを教育訓練として図書館を運営される方が習得していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

市民図書館長（参事）

今語られています図書館像というのは、一つは課題解決支援というテーマがあります。これまでの図書館はどちらかというと娯楽教養型であった。それをこれからの図書館は、市民の暮らしと仕



事の解決に役立つ課題解決型支援の図書館でなければならないというイメージがあります。

もう一つは、活字だけでなく、電子媒体に対応した図書館がイメージされています。今のスタッフが、明日からそれをできるかというところではないので、これから27年に予定されています開館に向けて、そういう分野への職員のスキルアップを平行して進めていかなければならないと考えています。

西山委員

特に、スペースが狭いというご意見に対して、素朴な疑問を持っています。というのは、従来のスペースを小さくできるのが、今の情報科学の技術だと思うのです。図書館一つを取っても、利用頻度の低い図書を繁忙な所に置く必要があるのかということですね。利用頻度の低い図書は、しかるべき所に自動的にストックされるのが当たり前であろう。それをわざわざ、何回利用されたのかを人が手作業でやるというのは時代遅れです。

ご存じだと思いますが、情報システムにもクラウドコンピューティングという時代がきているのです。というのは、コンピュータの中に入っている情報が情報を処理していく時代がやってきていることなのです。図書館の蔵書の扱いについても、今までの蔵書の扱いというのがこれからは違っていこうというの、素人でも分かるのです。それと、風水害などの災害があったときに、絶対に汚してはいけない重要なものに関しては、しかるべき場所にストックするべきだろうし、先ほど申した利用頻度の低いものに関しては、今すぐ必要かどうかということですね。図書一つを取っても、ネットを使えば、いつ、来ていただいたら本をお渡しする、閲覧していただけます、というレベルではないかと思うのです。ですから、わざわざ図書館に行ってこれから本を探そうかなというのは、多分違うなという気がするのです。これが、これから後の時代であろうし、既にそういうのが普通になっていますね。

それから、紙媒体というものが、紙媒体のままなのかなと思います。かなりの部分が電子媒体に置き換えられるだろうということを実感しています。その辺をお含みおきのうえで、スペースが狭すぎるとご意見に関しては、スペースが小さくても十分に機能を果たすことができるという何か説明のつく材料をお持ちになられたらいいのではないかと思います。これは、今の皆さんが持っておられるパソコンが、かつての書類棚であったらとんでもない大きさの書類棚をお持ちにならなくてはならないわけで、それと同様に、図書館においての蔵書のスペースに関しての取扱いですけれども、もっと効率的な扱いをすることで、より機能的で使い勝手の良いものになっていくのではないかとというのが素人なりの考え方です。

まあ、意見です。

市民図書館長（参事）

今のご指摘が、まさに基本計画、基本設計の中で一番考えねばならないことになってこようかと思えます。今、電子化の波が、図書館界に来ていますので、それを眺みながら新しい図書館をどう作っていくかというのを、タイミング的にはもう少し5年、10年様子を見たらいいのではという意見も一般論としてはあつたりもしますが、高知市の今の計画では今やろうとすることなので、そういう動向を注視しつつ、専門家の意見をかなりきちんと聞いて対応していきたいと考えます。

野本委員長

今後、基本計画へ進んだときに課題の事項としてどのようなものがあげられているかを教えてください。

市民図書館長（参事）

基本構想を頂いて、早速新年度から基本計画の策定作業になります。基本計画は、基本設計にかかれるだけの条件を示す必要があるということになります。したがって、ハード的には、フロアプラン、1階はどんなもの、2階はどんなもの、3階はどんなものと。それと、基本構想をもっとより具体的な仕事に置き換えて、その機能を担うことになる部屋の面積、あるいは部屋の仕様めいた

ことを整理して示す必要があると判断していますので、基本構想の理念をより現場の仕事に置き換える作業をして、どういう部屋がいいのか、どれくらいの広さが要るのか、部屋と部屋とはどういう関係が必要なのか、何階に設置するのがいいのかということが基本になろうかと思えます。それに利用者の動線と業務用の動線、そして安全性、車の動線も含めて解決しなければいけないことがあります。

一つだけ具体的に言いますと、現在の市民図書館はこども室が1階で、成人室が2階でございます。別々になっています。いくつかの図書館を見るとそういうところと、もっと広いフロアに大人用の本と子ども用の本を完全に仕切らずにゾーンの的にやっているところがあります。どちらにするかで設計は大分変わるので、現場の意見を入れながら、専門家と議論しながら決めていくという作業になろうかと思えます。

野本委員長

この問題については、マスコミ報道もされていますが、パブリックコメントやフォーラム以外に何か住民や職員の意見を聞くということを行われてきましたか。

市民図書館長（参事）

パブリックコメントの中でも、現場の意見はどうかという意見も出ています。市民図書館としては、まずパブリックコメント、フォーラム以外の市民の意見を聞くという点では、9月以降2種類のアンケートを行っており、集計作業を行っています。その結果を委員会の資料等に反映しています。職員に対しても、週1回の課内会で逐次状況を報告して職員から意見を聞く、あるいは分館、分室の職員が、毎月開けない場合があるが、月1回集まることもあり、2回ほど一定の時間を取り合築議論の状況を説明して、分館、分室の職員からも質問、意見を受けるなどの作業をしたところです。分類をどうするか、ラベルをどうするか、カウンターをどうするのかといった非常に細かい現場的な話がありました。これは、基本構想段階で済む話ではなく、開館まで延々と続く、コンピュータの仕様にも関わる議論ですが、それについても県立図書館と市民図書館の担当で、週1回のペースでかなり細かい現場的な打合せ作業をしています。

山本委員

県民、市民からしたら、利用しやすいということが一番だと思うのですが、今課題となっています運営とか景観、駐車場といった部分で、それぞれ賛成、反対、双方から専門的な話が出た場合に、県民や市民から見たとき、どちらが良いのか判断しづらい部分があるのですね。

例えば、合築という方向でいくのであれば、課題となっている部分というのを埋めていける可能性というのはあるのですか。

市民図書館長（参事）

完全にすべてが埋まるかどうかというのは、厳しい部分もあろうかと思えます。ただ、今懸念されていることは、真剣に対応してできるだけクリアしていく必要があると思えます。景観への配慮ですとか、駐車場の車の出入りの問題ですとか、あるいは二つの組織となることで業務が停滞するのではないかとといった辺りについては、考えられる限りの知恵と工夫で整理していくという、姿勢の話ですが、それしかないのではないかと考えます。

山本委員

利用者側からすると、中身に入れば専門性の話が優先される。それが先行し過ぎて、できたは良いが利用率が下がるといったことがないように、ぜひ気軽にいけるような形にしていきたいと思えます。

また、運営に当たって専門性の高い人材の確保が出ていましたが、その点は大丈夫ですか。

教育次長

教育次長の松井です。

専門性の高いところだと、やはり専門職の雇用ということになると思えます。現状では、

事務職の職員が、たまたま司書の資格を持っているというようなことで、資格者としてはいるのですが、やはり総合職としての育成という観点から、特に最近は人事異動のサイクルを短くしています。大体5年くらいです。ということは、それこそ相反するということで、専門職の育成がなされてないという状況がございます。

今後、専門職を採用するというのが一つの方法でございますが、例えばその採用に当たっては、比較的経験のある、他の図書館の専門家という方を雇うという方法もありましょうし、県立図書館との人事交流というところもあるうかと思えます。

西山委員

質問ですが、利用される方の年齢構成の割合というのは頭に入っているでしょうか。それと男性と女性の比率というのはいかがでしょうか。

市民図書館長（参事）

頭に入っていません。申し訳ありません。

西山委員

ぜひ、頭に入れていただきたいと思います。それがないと画が描けないと思います。いつ、どういう形で、どういうシチュエーションで、どういうふうになっていくのかということが分からないと、あれも欲しいこれも欲しいということを入れていくと、蓋を開けてみたら誰もいなかったという話になる。それは大変恐ろしい話で、よくある話です。いろいろコメントで意見を頂くのは結構ですが、それは本当の話かということ、実際に来られている方のデータとしては、そうした意見をおっしゃっている方のおりなのか。先ほど、ITの話をしました。図書館を利用されている方が高齢者の形ばかりだと、また違ったやり方をしないといけないかなと思います。ですから、施設整備をするときに完全に頭に入れておかなければならないのは、どの時期に、どういう年代層の人が、どれだけ集まってきて、とにかくいろいろな問い合わせがありますが、専門性を要する問い合わせの内容がどうなのかということ、完全に頭に入っていないとストーリーが描けないと思います。いろいろな質問に対しても、お答えができないと思いますので、それはぜひおさらいをしておいていただきたいと思います。

市民図書館長（参事）

統計の取り方で、利用の登録者、貸出し利用者、貸出し冊数は、正確に出ていますが、閲覧だけの方の人数とか、年代層というのは現状では取れてない状況ですが、新しい図書館を作ることなので、そういう統計の精度というのを考えなければいけないと、今指摘頂いたとおりでございます。

野本委員長

今回の合築で、市民の図書館であるけれども、なんとなく県立図書館に取り込まれるのではないかという懸念、心配の声を聞くのですが、そのあたり主体性を発揮してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

市民図書館長（参事）

県と市が一緒のときは、どうしても県全体を対象とした仕事にならなくてはいけないだろうし、なんとなく県立的になって、やはり県が主導するのではないかと、一般的な心配はあると思います。一つは、あくまで県立図書館と市民図書館という二つの図書館がそれぞれあって、役割分担を基本にして、連携すべきところは連携するということです。組織的にはきちんと存続する。それと県立図書館とは直接関わらない、分館、分室と2台の移動図書館を持ったものが、全体としての市民図書館でございます。そういう意味での市民図書館ネットワークはこれからも維持されますし、そこを強化していくというのが、基本的な役割だと思っています。そういう点で、市内全域を意識した仕事をきっちとやっていくということが必要で、そういったところで市民の図書館の歴史を守っていかなければいけないだろうし、それを日常的に意識することが必要だと思っています。

野本委員長

この土曜日に最終報告ですね。我々への報告はどのような予定になっていますか。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

その点につきまして、来週の日程調整をさせていただきたいと考えているところでございます。議会の経済文教委員会に報告するようになっていますが、それ以前に教育委員会で報告して意見をいただけたらと考えています。31日が議会の経済文教委員会での報告になりますので、それより前に教育委員会を開催したいと考えております。その点については、また日程調整をさせていただければと考えています。

野本委員長

後でまた調整をお願いします。

総務課長

本日の会が終了後、改めて調整させていただきたいと考えます。

松原教育長

先の議会で指摘された問題は、高知市の教育委員会として、どのような姿勢で図書館に対応していくかということが求められていますので、どうしても議会に説明するのが31日ですので、その前に1回この会に最終報告を提示して、どういうものなのかということとを先にやるべきだという判断です。

西山委員

余談になりますが、市民図書館としてあるべき姿、変えるべきところと変えてはいけないところがあると思うのです。それは、今までの市民図書館の歴史を振り返ってみたら、そこには必ず書かれているはずですから、それを整理して、確実にこの部分は変えない、続けていくけれども、この部分については時代の要請に応じて変えていくし、変える部分は、高知市だけでは手が届かないところにあるので、県と一緒にやるというところに持っていかれてはどうかと思います。

意見です。

市民図書館長（参事）

大変参考になるご意見を頂きました。

松原教育長

今後の見通しとしては、基本構想検討委員会の最終報告書を教育委員会としていただきます。教育委員会が、最終報告書を県との合築という形で頂いた場合、次のステージに進むためには、県としっかり協議をして、一定の基本的な事項を県・市でまとめて、基本設計や実施設計に反映させていくということになります。

松井教育次長

今は、検討委員会の中間報告ですが、その中でも委員の意見によって分かれている部分あるいは課題もあるかと思います。解決できる部分は一定の方向性を出していきたいと思えますし、また文言整理等をして課題であるところを、より具体的に検討するというような整理をさせていただいて、基本計画に進んでいきたいと考えています。

野本委員長

報告書に掲載されているコメントや意見に対して、またこれに載っていない図書館の職員などのご意見も聞いていらっしゃるということですが、こうした意見を大事にしながら、市民のための図書館ということで、課題はたくさんありますが、英知を結集して、建設して良かったというような図書館にさせていただきたいというふうに思います。まだまだ、これから課題解決に向けてやっていかなければいけませんよろしくお願いします。

この件について他にありませんか。

西山委員

意見の概要と書いていただいていますけれども、意見をいただいた方の性別や年齢は分かりませんか。

市民図書館長（参事）

居住地と性別は分かりますが、年齢までは分かりません。

野本委員長

それではまた、最終報告を受けての会があるということですので、この件の質疑はこれで終わります。

次に、「外郭団体の見直しについて」の事務局の説明を求めます。

学事課長

学事課長の国沢でございます。

外郭団体の見直しについて、全庁的な取組みとして外部の委員さんを含めてやっております。教育委員会としては3団体で、まず学事課から学校給食会について報告します。

資料1ページをご覧ください。団体個票ですが、財団法人高知市学校給食会は、学校給食の充実発展と健全なる食生活の普及奨励を図り、もって児童生徒の育成と学校教育の振興に寄与することを目的にしまして、昭和62年4月にそれまでの任意団体を発展的に解消して設立された団体です。以後、保護者からの給食費の収入と高知市からの負担金によって、物資の調達のほか給食に関する様々な事業を実施し、高知市の児童生徒の健全育成に寄与してまいりました。企業の公益目的比率は99パーセントとなっています。

次に、組織の見直しについてですが、学校給食会は、学校給食に必要な物資の調達や配給また学校給食の献立作成などの事業を行っておりまして、安全で安心できる学校給食を円滑・適正に実施するためには、本法人の存続が必要と考えています。また、この目的や事業内容が類似する他の団体がないことから、単独の組織として継続することが好ましいと考えています。

次に、法人形態の見直しについてです。学校給食の直接の受益者は、給食を食する園児・児童・生徒で、給食会の事業は不特定多数の子どもを対象とした事業といえます。同時に、給食を食する園児・児童・生徒は、次代を担う子どもたちでして、学校給食の充実、発展と健全な食生活の普及奨励するこの給食会の事業は、児童生徒の健全育成と社会への利益増進に寄与するものですので、公益法人への移行を目指していきたいと考えております。

次に、公益法人への移行のスケジュールですが、既に平成22年11月に新法人への準備に関する各議案を承認していただいています。本年2月の定例理事会と評議員会において新評議員の選任、また平成23年度の事業計画を決定しています。今後は、本年5月に定例の理事会、評議員会を開催して新役員、これは理事と監事ですが、新役員を選任、また2月に決定した評議員の再任について、そして移行のための申請内容を承認いただいて、その理事会終了後、6月末までをめぐり、公益法人申請を行う予定となっています。

生涯学習課長

生涯学習課長の秋沢でございます。

5ページの文化振興事業団でございます。財団法人高知市文化振興事業団は、市民の文化活動の振興と、幅広い学習活動や学習成果の活用等に資する事業を行い、よって豊かな市民文化の向上と文化的な都市づくりに寄与することを目的に昭和59年に市が出資して設立した団体です。以後は、高知市からの委託や補助によって、財団寄付行為に基づく様々な事業を実施して、高知市の文化、芸術振興に寄与してまいりました。事業の公益目的比率は、96パーセントとなっています。

次に、法人の組織見直しですが、文化振興事業団は、中央公民館事業、まんが館事業と文化事業を市から委託・補助を受けて行っておりまして、芸術団体等との信頼関係発展の使命を有しておりまして、長年蓄積されたノウハウを活用して事業を適切、公正に実施し、事業目的を達成できるこ

とができる唯一の団体として、今後も単独の組織として継続することが望ましいと考えています。

次に、法人形態の見直しについては、平成 20 年度に公益法人改革に関する法律が施行して以来、いち早く公益財団法人への移行に向けて自主的に学習や準備を行っておりまして、平成 21 年度の財団理事会において、公益財団法人移行について取り組むことが承認されています。今年度に入って、外部委員による外郭団体等経営検討委員会や、また庁内の見直し検討委員会において、財団の在り方や寄附行為に掲げます各種事業についての公共性、公益性等を検討してまいりました。いずれの事業についても、公共性、公益性が高いとのこと意見を頂いています。

最後に、公益財団法人移行認定申請については、本年 11 月の県知事申請を目指して準備を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課の徳広です。

資料 10 ページ以降を報告します。財団法人高知市スポーツ振興事業団は、スポーツの普及、振興を図るとともに、健康づくりに対する多様な市民要望に対し、柔軟性のある対応が可能な組織として、高知市のスポーツ全般に関して、啓発、普及活動を行うことを目的に、平成 13 年に市が出捐して設立した団体でございます。以降、高知市総合運動場などの施設管理を行うとともに、高知市からの委託や補助による事業及び事業団独自で取り組んでいます事業を実施して、高知市のスポーツ振興に寄与してまいりました。事業の公益目的比率は 96 パーセントとなっています。

次に、法人の組織見直しについては、高知市のスポーツ全般に関して、啓発、普及活動を行うという事業目的を達成することのできる団体として、今後も単独組織として継続することが望ましいと考えています。法人形態の見直しについては、スポーツ振興事業団においても、公益財団法人移行に向けて準備しており、平成 21 年度の財団の理事会において、公益財団法人への移行に向けて取り組むことが承認されています。公益財団法人への移行手続きですが、平成 24 年 1 月の申請を目指して、現在作業を進めているところでございます。

以上です。

野本委員長

この件に関して質問はありませんか。

西山委員

財団法人高知市学校給食会に関わってですが、現在民間へ委託して実施している学校給食と従来の直営の職員が行っている学校があるのですが、そのマネジメントの体制はどのようになっているのでしょうか。学校給食会からは独立した位置付けとなるのでしょうか。

学事課長

現在、進めています学校給食の民間委託については、学校給食の調理業務のみの委託でございまして、献立とか、食材の調達というのは、実施者の教育委員会が引き続き持っています。ですから、学校給食会から受託した民間会社が物資を調達しております。

西山委員

献立と物資を学校給食会が担う。それからあと、安全、衛生などいろいろな調理業務に関わることを教育委員会が把握しているということですか。

学事課長

物資の調達については、業者との関係ですとかで特殊性がありますので法人を設立して行っております。調達の中でも、物資の選定委員会という専門委員会がございますが、その中に教育委員会の職員も入って物資の選定を行っております。また、献立も同様に専門委員会の中に、教育委員会の職員などが入り、献立を作成しております。

## 野本委員会

基本的な質問ですが、現在と公益財団法人に移行するのは、どういうふうに違うのですか。

## 学事課長

詳しい資料を持ってきてないので、アウトラインということでお聞きいただきたいのですが、公益法人改革に関する法律が施行しました。きっかけとなる事件がいくつかあったのですが、公益法人とみなされています法人についての、本当に公益性があるのかどうか見直さなければならなくなったものがございます。それについて、行政が出資している団体の事業内容について、内部だけでなく外部の委員を入れて見直しをしてきた経過があります。

公益法人に移行する期限がございまして、それまでに公益があると認められる法人については、県に対して申請して承認を受けなければ、公益法人として認められなくなる。認められなくなった場合は、一般法人として、事業自体に課税されるといった新たな負担が生じることになってまいります。

## 野本委員長

分かりました。他に質疑はありませんか。

特にないようですので、次に学校給食用デザートのご食物アレルギー用における誤納品事例について、事務局の説明をお願いします。

## 学事課長

今回、学校給食用のご食物アレルギーの子どもさんに提供するデザートについて、誤納品という事例がありましたので報告いたします。

3月18日、ある高知市立小学校の学校栄養士から、3月17日に食物アレルギー児、アレルギーは小麦と卵ですが、給食を食べた後、嘔吐した児童がいるという連絡が学校給食会にありました。学校給食会が、納入業者の高知タマモに確認させると、この業者が、給食会が発注したものと別の商品を取り違えて、小麦粉を使用したデザートをご納品していたことが判明しました。

時系列で報告します。まず、3月17日の木曜日に、このデザートが子どもたちに提供されています。午後1時25分に該当児童が、掃除作業開始後に気分が悪くなり、保健室へ向かうが途中で嘔吐しました。担任が駆けつけ、保健室に連れて行きました。保健室で休んでおりましたが、途中咳き込んで、給食で食べたものすべてを嘔吐しました。学校は、保護者と連絡を取り合いながら、保護者に迎えに来てもらうように依頼して、午後3時15分にタクシーで来校していただいて、一度帰宅してかかりつけの国立高知病院で受診しています。

翌3月18日ですが、この日該当児童は欠席しています。午前8時30分にこの学校栄養職員から、17日の経過報告がありました。報告を受けて、学校給食会が業者に確認する中で、先ほど報告したような内容が分かりました。具体的に言うと、卵・乳アレルギー用に、小麦粉でなく、米粉を使用したデザートをご発注していましたが、納入業者が間違えて、小麦粉を使用したデザートをご学校に納入して、学校が提供したことが判明しました。11時20分に判明したことに基づいて、この同じ商品が配食された27校について、食べた児童の中に小麦粉のアレルギーがないか確認しました。この状況が囲みの中にあります。同じものが、3月10日に1校、1名ありました。17日には2校で小麦アレルギー児童は3名、合計で3校4名の対象児童がこのデザートをご食べています。

時系列に戻します。午後0時20分に、当該校を訪問して、校長、担任、学校栄養士に経過報告をしました。そして、午後3時に該当児童宅を訪問しました。そのときには、納入業者も連れて、経過、原因を説明し、謝罪しました。なお、症状が出なかった他の3名の児童ですが、日を改めて保護者に連絡を取り、経過を説明し、謝罪したところです。納入業者は、先ほど説明した株式会社高知タマモですが、この業者はデザートだけでなく、ほかにも多くの食品を取り扱っている業者です。原因としては、先ほど報告したとおりです。

業者に対しては、今回はかびパンと違いまして、健康被害が生じたことについて重大に受け止め

ており、厳しい処分をしなければならないと考えています。発覚した3月18日には業者に口頭で厳重に注意しましたが、その後3月23日付で平成23年3月23日から4月30日まで納入停止の処分を決定しました。

また、この納入業者に対しては、今後の改善策の提出を求めています。改善の手立てですが、事務局と学校給食会と学校とで再発防止策を考えているところです。23年度からアレルギー代替品については、まず個別の包装資材に食品表示されたものを購入する。それから、2番目に、学校給食会からの業者への発注書には、アレルギー代替品として商品の配合表を同時に添付すること。3番目として、学校に配布する配合表一覧には、アレルギー用食品であることを強調して記入することとし、学校では、実際に配送されてきた商品がアレルギー対応であることが確認できる体制づくりにしたいと考えています。

西山委員

二つあって、いわゆるアレルギー用食品であることが、包装形態で一目して分かる、色が違うとかということを行っているのが1点。あと、製造業者の作業工程を十分監査されて、アレルギー用食品に入ってはいけない物が混入する工程がないか、それとアレルギー用食品を誤って包装する工程上の混入がないかの確認をされているかどうかの2点をお伺いしたいと思います。

学事課長

まず、アレルギー対応の食材が色を変えているかということ、一般に市販されている形で包装されている商品になりますので、色が違っているということはありません。ただ、アレルギーのない子どものデザートは、この日はチョコケーキでした。アレルギー対応児童については、ガトーショコラというものを提供しております。ですから、商品が明らかに違うのは間違いのないわけです。

ただ、今回起こった内容は、従来あったガトーショコラが小麦を使っているものだった。この3月に小麦でなく、米粉を使ったガトーショコラが、同じメーカーから発売されました。小麦粉を使っていることによって、これまでは小麦アレルギーの子は食べられなかったけれども、小麦アレルギーの子も食べられるようになったということです。今回初めてこれを使うように発注したしょっぱなで、こうした間違いが起こってしまったということです。配送される学校については、アレルギーのない子のデザートと、アレルギー用のデザートとは明らかに違うというのは分かります。先ほど言った配分表がきちんとこれに印字されていたら、小麦であるのか、米粉であるのかが分かります二重にチェックができます。

西山委員

配膳のときに間違えることはありませんか。

学事課長

アレルギー対応食は、個別に作られるので、その点については可能性としてないと思います。

次に、メーカーのほうについては、今回取り違えたというのは、製造したメーカーではなく、中間業者というか卸のほうで取り違えたもので、メーカーについては、日東ベストという業者で、製造工場は秋田県にある業者でして、生産ラインというものを、直接、目で見ているわけではないのですが、新しい物を配食するときには、給食会が業者から製造ラインを確認するということは聞いています。アレルギー対応食品は、ラインが隣同士で発送することもあるようですので、この日東ベストという業者は、その点はきちんとした取扱いができていないメーカーということは聞いています。

西山委員

一般的には、必要であれば色を変えるなどの措置がされると思うのですが。

松原教育長

これは、製造業者の問題ではなくて、本来だったら米粉のガトーショコラを出すべきだったのを、取り違えて小麦のチョコケーキを出したということですね。



学事課長

メーカーは、信頼の置ける業者で、これまでにそういったトラブルはございませんでした。

松原教育長

ただ、多少体調を壊しただけで大事に至らなかったということだが、命に関わる問題に発展する可能性があるので、学校給食会として納入停止処分を1か月くらいの厳しい処分にしたという状況です。これは、新聞に書く、書かないは別として、報道には公表していきたいと考えておきまして、新聞に掲載されるかも知れません。

山本委員

なぜ、取り違えたのかの原因は分かっているのですか。

学事課長

昨日業者を呼んで、「なぜか」というところを確かめましたが、先ほど申しましたとおり、これまでは小麦粉を使ったガトーショコラがあった、それが倉庫に保存されていた。今回は新しく米粉でのガトーショコラができた。それも同じ倉庫にあったようです。従来ずっと小麦のものを使っていたので、今回も同じ発注だと思い込んで、こちらを発送してしまったということで、本当に単純なミスで、チェックさえすれば防げたミスだったということです。

ただ、アレルギー対応の物なので、命に関わるのが問題です。業者に対しての改善策も、そこら辺り、例えば保存場所を変えるとといったことが出てくるかもしれません。出てきてから検証したいと考えています。

山本委員

慎重をお願いします。

野本委員長

学校に納入されたときに、良く内容を見れば一目で分かることもあるわけですね。

学事課長

食品表示法などで、スーパーなどで不特定多数に売られるものについては、きちんと品質表示しなければならぬと法律で定められています。

ただ、対象が定められた給食の物資などは、対面で販売するものに該当するので、これについては包装にまで品質表示する義務ではないようです。子どもたち用に届けられる包装には、品質表示がございません。ですので、学校としてもアレルギー対応のもので、1校に2個とか3個の配送です。だからパッケージではないので、どうしても学校でチェックできません。先ほど言いました、手立ての中で包装にまで品質表示している商品を選択の対象にしていこうという改善策を考えております。それがあれば学校でチェックできます。

松原教育長

改善策の案として、成分表を添付して、学校が受け取ったときに、これが本当にアレルギー対応で適切な商品であることが分かるような体制を組んだらどうかということで指導したところです。

野本委員長

二重、三重のチェックができる体制をお願いします。

西山委員

学校の給食現場での検収の際ですけど、いちいち成分を見るのは大変だということで、成分表を書くというのは、それはそれで結構なのですけれども、赤のラインを入れるだとか、瞬時に分かる手立てを講じることとお勧めします。

学事課長

業者のほうとも協議いたします。

ただ、アレルゲンというのは、かなり複数あるものでして、例えば乳のアレルゲンもあれば、小麦のアレルゲン、卵のアレルゲンもある。なかなかすべてを網羅することは難しいのではないかと

漠然とは思いますが，そこは成分表で一個一個確認した方が間違いないのではないかと思います。  
なお，担当者と協議してまいります。

野本委員長

以上で，本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時40分

署 名

委員長

---

5番委員

---